

非常通信協議会の目的と組織

【目的】

非常通信の円滑な運用を図るためには、平素から非常通信計画の策定、通信訓練の実施、その他非常通信に関する周知・啓発に取り組むことが必要です。このため、昭和26年7月に設立された団体が非常通信協議会（略称：非常協）です。

この非常通信協議会は、当初、電波法第74条第1項に規定する非常の場合の無線通信の円滑な運用を図ることを目的に「非常無線通信協議会」として活動してきましたが、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、同年4月からは、無線だけでなく有線通信を含めた非常時の通信全般を取り入れ、現在の名称に変更して活動しています。

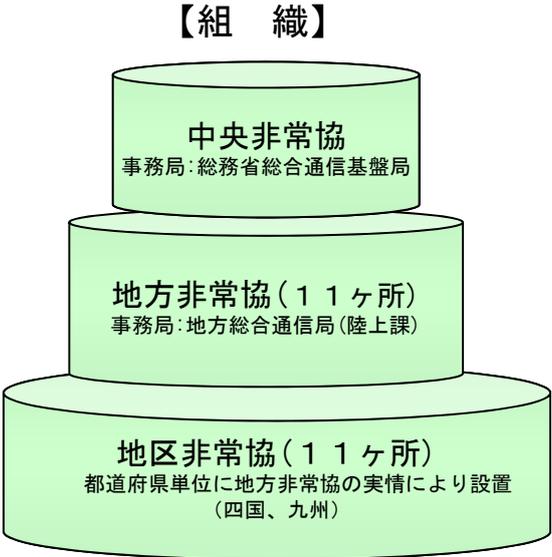
なお、平成13年度から運営財源及び事務局は国が行うなど組織運営体制が変更されています。

<主な活動内容>

- ・ 非常通信訓練
- ・ 無線設備の総点検
- ・ セミナー、講演会
- ・ リーフレット等の作成・配布
- ・ 功績者の表彰

<主な構成員>

- ・ 国の機関、地方公共団体
- ・ 電気通信事業者
- ・ 放送事業者
- ・ 防災関係機関
- ・ その他非常通信の運用に密接な関係を有する機関



<参考>

電波法第74条(非常の場合の無線通信)

- 1 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他、非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を無線局に行わせることができる。
- 2 総務大臣が前項の規定により無線局に通信を行わせたときは、国は、その通信に要した実費を弁償しなければならない。

電波法第74条の2(非常の場合の通信体制の整備)

- 1 総務大臣は、前条第1項に規定する通信の円滑な実施を確保するため必要な体制を整備するため、非常の場合における通信計画の作成、通信訓練の実施その他の必要な措置を講じておかななければならない。
- 2 総務大臣は、前項に規定する措置を講じようとするときは、免許人の協力を求めることができる。

東北地方非常通信協議会の概要

(昭和26年8月15日設立)

目的

東北における電波法第74条第1項に規定する通信及びその他非常時に於いて用いられる必要な通信の円滑な運用を図ることを目的とする。

事業

- 1 非常通信の運用計画の策定
- 2 非常通信の訓練
- 3 非常通信に関する調査研究
- 4 非常通信の取扱い要請
- 5 その他目的達成に必要な事項

構成

- 1 無線局の免許又は承認を受けたもの
- 2 有線電気通信設備の設置者又は設置者の団体
- 3 防災関係機関又は団体
- 4 その他、非常通信の運用に密接な関係を有する機関又は団体

役員等

役員 会長、副会長
委員 構成員が推薦した者
幹事 構成員が推薦した者
常任幹事 幹事の中から会長が委嘱(15名程度)
事務局 東北総合通信局 陸上課
構成員数 213団体(H29.6月現在)

【主な活動内容】

- ・ 全国非常通信訓練…… 年1回
- ・ 地方非常通信訓練…… 年1回
- ・ 実施体制の総点検…… 年1回
- ・ 非常通信事務必携…… 年1回
- ・ 表彰…… 総会時

平成29年度体制

会長 東北総合通信局長
副会長 東日本電信電話(株)宮城事業部長

常任幹事
東北管区警察局
東北地方整備局
仙台管区气象台
第二管区海上保安本部
青森県
岩手県
宮城県
秋田県
山形県
福島県
仙台市
東日本電信電話(株)宮城事業部
日本放送協会仙台放送局
東北電力(株)
東北総合通信局

表彰審査委員
東北地方整備局
宮城県
東北インテリジェント通信(株)
(株)NTTドコモ東北支社
日本放送協会仙台放送局
(株)仙台放送
(一財)移動無線センター東北センター
東日本旅客鉄道(株)仙台支社
東北総合通信局